

船橋市環境基本条例および船橋市環境審議会規則

○船橋市環境基本条例（平成9年3月31日 条例第7号）

第27条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、船橋市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、23人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○船橋市環境審議会規則（平成9年7月31日 規則第52号）

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市環境基本条例（平成9年船橋市条例第7号）第27条第6項の規定により、船橋市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（平27規則34・一部改正）

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（略）